

第 3 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和5年9月21日(木)
午前10時00分 開会
午前11時45分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 (17人)

主 査	松 岡 裕一郎	副 主 査	井 上 秀 作
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	中 島 慎 一	委 員	渡 辺 均
委 員	鷹 木 研一郎	委 員	富士川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	浜 口 恒 博
委 員	河 田 圭一郎	委 員	出 口 成 信
委 員	山 内 涼 成	委 員	松 尾 和 也
委 員	三 原 朝 利		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

危機管理監	山 本 浩 二	危機管理室長	右 田 圭 子
危機管理課長	角 野 純 二	災害対策担当課長	田 中 淳 介
防災企画担当課長	大 山 一 成	消 防 局 長	本 脇 尉 勝
総務部長	岸 本 孝 司	総務課長	澤 田 博 人
予防部長	内 藤 茂 樹	予防課長	渡 邊 晴 久
指導課長	森 成 司	警 防 部 長	荒 卷 智 徳
警 防 課 長	関 敏 和	消 防 団 課 長	天 野 和 宏
消防航空隊長	梅 木 久 夫	救 急 部 長	山 本 芳 昭
救 急 課 長	大 迫 勉		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長 梅 崎 千 里 議事係長 福 留 圭 一

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。

8 会議の経過

○主査（松岡裕一郎君）開会いたします。

本日は、危機管理室及び消防局関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分を議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監 おはようございます。委員の皆様方には、日頃より危機管理行政に関しまして御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。まずはこの場をお借りしまして御礼申し上げます。

危機管理室におきましては、災害などに強いまちづくりに向けまして、近年激甚化、頻発化しております自然災害を踏まえた国の制度改正に適切に対応していくとともに、市内の災害発生状況や、本市からの被災地支援により得られました教訓を基に、避難所機能の充実、被災者支援体制の強化、防災啓発や訓練の実施などに積極的に取り組みまして、減災対策の推進に努めているところでございます。

本日の分科会審議にお諮りしております議案は、令和4年度北九州市一般会計決算でございます。令和4年度決算概要等につきましては、この後、危機管理室長より説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○主査（松岡裕一郎君）消防局長。

○消防局長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、消防局に対しまして日頃から力強い激励、また、温かい応援をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

昨年来、消防局では2度にわたる且過の火災等を受けまして、消防OBの防火指導員によるきめ細かな防火指導など、木造の市場商店街等における火災予防対策の強化に努めているところでございます。

また、高齢化の進行や新型コロナ、あるいは熱中症の多発などによりまして高まり続ける救急需要に対しましては、今年度から新たに機動救急隊を設置するなど、対策を強化しているところでございます。今年も全国各地で大雨による甚大な被害が発生いたしましたが、本市といたしましては、いつ起こるか分からないあらゆる災害に対応できるよう、消防体制の強化、充実に取り組むとともに、日々訓練に励んでいるところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本分科会では、令和4年度北九州市一般会計決算のうち、消防局所管分の御審議をお願いするものでございます。詳細につきましては総務部長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（松岡裕一郎君） 危機管理室長。

○危機管理室長 それでは、着席にて説明させていただきます。

議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算のうち、危機管理室所管分につきまして、お手元の資料により説明させていただきます。

お手元資料の2ページを御覧ください。なお、金額につきましては、千円単位切捨ての万円単位にて説明させていただきます。

危機管理室の決算額でございます。歳入につきましては、18款国庫支出金、2項11目1節消防費補助金のうち所管分は、避難所における感染症予防対策、みんなde Bousaiまちづくり推進事業等に対する国からの補助金で、収入済額398万円でございます。

次に、20款財産収入、1項3目1節基金運用収入のうち所管分は、災害救助法に基づき創設した災害救助基金の利子で、収入済額1万円でございます。

次に、24款諸収入、6項4目3節総務管理費雑入のうち所管分は、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災地支援のために本市から派遣した職員の給与に伴う負担金収入があったもので、収入済額3,294万円でございます。30節消防費雑入のうち所管分は、同様に本市から被災地に派遣した職員の旅費及び時間外勤務手当に伴う負担金収入があったもので、収入済額113万円でございます。

以上、所管分の歳入額合計では、予算現額4,736万円に対しまして、収入済額3,808万円でございます。

次に、歳出につきましては、3款保健福祉費、7項1目災害救助費のうち、危機管理室所管事業の災害救助基金積立金は、災害救助基金の利子で、支出済額1万円、不用額4万円でございます。

12款消防費のうち1項5目危機管理費は、防災施策関連の事業費と被災地復興支援に係る経費から成っており、支出済額1億897万円、不用額は2,896万円でございます。

なお、令和4年台風第14号及び第15号に伴う災害見舞金の経費150万円につきましては、予備費を充用いたしました。

以上、所管分の歳出額合計は、予算現額1億3,800万円に対しまして、支出済額1億899万円、不用額2,901万円、執行率79.0%でございます。

なお、予算現額に対する主な不用額につきましては、地域と連携した避難所開設・運営事業において、想定より避難所開設日数が少なかったことによる委託料等の減、みんなde Bou u s a iまちづくり推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施校区が少なかったことによる委託料等の減、被災地復興支援事業のうち、各被災地における復興事業の進展に伴う派遣職員の時間外勤務の減などによるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。主要施策と主な事業を参考として添付しております。こちらの資料では、危機管理室の各施策の主な事業内容及び決算額を記載しております。そのうち主なものを抜粋して御説明いたします。

①防災対策強化経費のうち、丸項目の上から3つ目、個別避難計画作成促進事業473万円では、災害時における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者の状況等を把握している福祉専門職と連携し、避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を促進する事業を実施いたしました。

次に、地域と連携した避難所開設・運営事業576万円では、大雨や台風などによって災害が発生するおそれが高まり、予定避難所を開設する際に避難所の開設と運営を地域と連携して行う事業を実施いたしました。

資料の4ページを御覧ください。資料中ほど、④被災地復興支援経費は487万円です。平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の被災地への職員派遣など、被災地のニーズに即した支援活動を実施いたしました。その他の事業につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

以上、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算のうち、危機管理室所管分につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（松岡裕一郎君） 総務部長。

○総務部長 それでは、座ったまま説明させていただきます。

まず、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち、消防局の所管分をお手元の決算特別委員会資料により御説明申し上げます。

説明に当たりまして、金額は万円単位とさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。まず、1、歳入決算額でございます。金額は表の右から2列目の収入済額の欄を御覧ください。17款1項11目消防使用料の収入済額は29万円で、これ

は消防庁舎、敷地等の目的外使用料などがございます。

同じく 2 項 9 目消防手数料の収入済額は 2,955 万円で、これは危険物施設の設置許可等の申請に対する審査手数料などがございます。

18 款 1 項 3 目消防費国庫負担金の収入済額は 0 円で、これは緊急消防援助隊の活動に対する国からの負担金ですが、令和 4 年度は活動がございませんでした。

同じく 2 項 11 目消防費国庫補助金の収入済額は 7,438 万円で、これは救急活動業務などに対する新型コロナウイルス感染症対応に係る国からの交付金でございます。

同じく 3 項 6 目消防費委託金の収入済額は 295 万円で、これは P C B 廃棄物処理施設の安全対策に対する国からの委託金でございます。

19 款 1 項 6 目消防費県負担金の収入済額は 10 万円で、これは液化石油ガス設備工事の届出事務に対する県からの交付金でございます。

同じく 2 項 8 目消防費県補助金の収入済額は 1 億 3,595 万円で、これは石油貯蔵施設の立地対策に対する交付金及びヘリコプターの広域応援体制の維持等に対する県からの交付金でございます。なお、これらの交付金は、救急車 4 台の購入経費の一部やヘリコプターの点検整備費に充当しております。

20 款 1 項 1 目 1 節土地貸付収入の収入済額は 212 万円でございます。その下、2 節建物貸付収入の収入済額は 593 万円でございます。これらは、民間事業者による自動販売機設置に係る土地と建物の貸付収入でございます。

22 款 1 項 3 目市民太陽光発電所特別会計繰入金の収入済額は 0 円でございます。これは、消防出初め式の開催経費に充当するため、市民太陽光発電所特別会計からの繰入れ予定だったものですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、関係者のみが出席する式典としたため、繰入れを行っておりません。

24 款 6 項 4 目消防費雑入の収入済額は 9,171 万円でございます。これは、消防団員等公務災害補償給付金などの共済基金からの公務災害補償や退職報償金に係る給付金のほか、福岡県消防学校への職員派遣に対する県からの支弁金などがございます。

25 款 1 項 11 目消防債の収入済額は 4 億 6,850 万円でございます。これは、消防車両の更新、消防施設の長寿命化等に充てる市債でございます。

以上、歳入額を合計しますと、予算現額は 15 億 3,181 万円で、収入済額は 8 億 1,152 万円でございます。

続いて、2、歳出決算額でございます。12 款 1 項消防費のうち、消防局所管分について御説明いたします。

支出済額と不用額の欄を御覧ください。まず、1 目消防職員費の支出済額は 92 億 9,196 万円でございます。これは、消防職員や会計年度任用職員の給与等の経費でございます。不用額は

8,165 万円で、退職手当等が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、2 目常備消防費の支出済額は 8 億 2,083 万円でございます。これは、火災や救急救助活動及びこれらに備えた訓練等の活動のほか、119 番通報を受信する消防通信指令システムや、独り暮らし高齢者世帯等の緊急事案への即応・相談機能を有するあんしん通報システムなどの運用の経費、庁舎の維持管理などに要した経費でございます。不用額は 4,906 万円で、令和 4 年度は緊急消防援助隊の活動がなかったこと、また経費の削減に努めたことによるものでございます。

なお、消防職員の防火服等の被服の整備を行う給貸与品事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による製造スケジュールの大幅な遅延によりまして、1,300 万円を翌年度に繰り越しております。

次に、3 目非常備消防費の支出済額は 3 億 8,710 万円でございます。これは、消防団員の活動服など装備品の充実、強化や、火災等のため出動した際の旅費など、消防団による消防、防災活動等に要した経費でございます。不用額は 1,516 万円で、消防団員の退職報償金が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、4 目消防施設費の支出済額は 9 億 7,515 万円でございます。これは、消防施設に係る工事や消防車両、救急車の更新、消防団施設の整備などに要した経費でございます。不用額は 1 億 993 万円で、車両の更新、消防施設に係る工事における入札残などによるものでございます。

なお、消防車両の更新を行う常備消防車両更新事業におきまして、世界的な半導体等の部品不足によるスケジュールの大幅な遅延によりまして、6 億 1,556 万円を翌年度に繰り越しております。

以上、消防費のうち消防局の所管分の歳出合計は、予算現額が 123 億 5,942 万円で、支出済額は 114 億 7,505 万円、執行率は 92.8%でございます。

なお、3 ページと 4 ページに消防局主要事務事業の概要を参考として添付させてもらっております。こちらの資料では、事務事業ごとの概要と支出済額を記載しておりますので、御覧ください。

以上で消防局所管分に係る令和 4 年度北九州市一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（松岡裕一郎君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。富士川委員。

○委員（富士川厚子君） おはようございます。消防局に 2 点質問させていただきます。

昨年、且過で 2 度の火災があったり、コロナもすごく、特にこの時期はオミクロン株という

のがすごく流行していて、本当に消防局の皆さんは大変であったのかなと思います。本当にありがとうございました。

その中で、夏は熱中症というのもすごく、救急車を呼ばれる方、今年も救急車とか見ると熱中症なのかなと思いながら、私も車で救急車を見かけるんですけども、熱中症とコロナでの救急搬送が去年の夏多かったのかなと思いますが、去年の救急車の、特に夏ですね、出動数と、また、救急車は足りていたのか、お伺いします。

あともう一点が、救急救命士も年々養成して増えていると思いますし、ヘリ救急というのがあるんですが、その出動件数と、また、どのようなときにヘリ救急というの出動するのか教えてください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 コロナ禍の救急出動についてお答えさせていただきます。

まず、昨年と今年の夏場の救急出動の件数についてでございますけども、昨年7月の救急出動件数が5,500件ほどとなっております。今年の7月が5,900件ほどになって、400件ほど増えているという状況でございます。

それから、8月ですね。8月については昨年在5,800件ほどで、増えておりまして、今年は約6,400件となっております。

委員から御質問のありましたコロナの数でございますけども、コロナが昨年第7波のときは1,400人ほどコロナの陽性患者さんを搬送しておりまして、今年になってからは5月8日の5類移行後につきましては、実際的に数は正確ではございませんけど、追えていなくて、行ったときにコロナですという患者さんがおられれば、その方で今400件ほどと把握しております。昨年のコロナも含めまして救急出動件数、先ほど消防局長からもございましたけども、昨年が過去最高ということで、コロナ禍で救急隊を1隊増隊したりとか、例えば非常用救急車で臨時的に特設救急隊を5隊増やしたりとかということで、そういう中で対応してまいりまして、昨年は救急車の出動は何とか乗り越えられたかなと考えております。

それから、今年の4月に入りまして、さらに救急体制を強化するために特設救急隊というのを設けまして、市内全域の救急出動件数に、救急出動が多発した場合に救急出動して、全体的な救急のカバーをするという隊をつくって対応しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 消防航空隊長。

○消防航空隊長 ヘリコプターの出動についてお話をさせていただきます。

ヘリコプターの出動、令和4年中は全部で59件出動しております。主にこういったものに出動するのかというところですけども、離島で起きた救急または遠方への転院搬送ですね、救急患者さんの搬送、それ以外には山岳で起きました救助事案、そういったものに陸上隊がなか

なに行けないところ、そういったところに出動しております。それ以外にも火災とか上空からの情報収集、そういったものにも出動しております、先ほども言いましたけども、陸上で活動できない、そういったところのサポート、そういうのをしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 救命士の養成者の数ということで答えさせていただきます。

消防局のほうでは、救命士を毎年6名救急救命士として国家試験を受験するようにして、養成をしているところがございます、昨年も今年も同数を増やして養成しているところがございます。すみません。先ほどの答弁を訂正させていただければと思います。今年4月から救急隊をちょっと増やしたということで、それが特設という名前でなく、すみません。機動救急隊という名前で、名前を訂正させていただきます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。今年のほうがやっぱり救急車、夏出ている、熱中症の方が多いということ、救急車が多く出ているということですよ、去年より多く。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 熱中症の出動に関しましては、昨年が全体的な総数として530人の方を熱中症で搬送しております。今年は猛暑などの影響によりまして、先週までで542件ということで、20件弱ですけども、それぐらい少し増えている状況でございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。私もホームページで毎日熱中症の数を出されているのをたまに見たりするんですけども、やはりああいうのを見てると、私は屋外で熱中症になる方が多いのかなと思ったら、以外と室内のほうが倍近く多いなというのを感じたのと、あと男性が、室内で、高齢者というのが何かキーワードかなと感じました。結構家の中で男性が、独居の高齢者の方がエアコンとかを節約されて、気がついたら熱中症になって運ばれているのかなというのが私の、ただ数字を見ての感想なんですけれども、そうなったら、ある程度亡くなる方もいらっしゃることを考えたら、いろいろ熱中症の、こうなったら熱中症ですよとか、熱中症になったら周りの人がこうしてあげてくださいとかという啓発は出ているけど、家の中で1人で熱中症になったときに、周りの人がいないときにどういう対応をしいかというのがなかなか分からないし、私もずっと夏外に出ていると、自分も熱中症になっているかなって、顔が真っ赤になったりとかして、首に氷とか置くとちょっと下がってきたとか、自分の感覚では分かるんですけど、年齢とか高齢になるほど、そういうのが鈍感とかという言い方もおかしいですけど、感じ方が女性と男性で違うとか、何かそういう年代で違うとか、そういうのってあるんですかね。もし分かればちょっと消防の範囲内じゃないかもしれませんが、教えてもらいたいのと、あと救急車で呼ばれたときにまずどういう初期対応をされるのか、何

かそれを教えていただけたらなと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 熱中症についての御質問でございますけども、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、高齢者の方が5割以上救急搬送されております。男女の別では、男性が57%ぐらいに対して女性も42%おりますので、男女の比率については少し男性が多いかなという程度でございます。

やっぱり傾向としましては、高齢の方が暑さを感じにくいとか、実際喉の渇きとかも感じにくいとかということもありますので、そういったところで熱中症が増えているのかなと思っております。

救急隊が出動したときの初期というところで、初期観察はしっかりバイタルサインとっていろいろ血圧から全部、熱から取るんですけども、特に体が熱いとかけん怠感を持っているとか、頭がふらつくとかという場合にはすぐに救急搬送するということで、基本的には高齢者は軽症であっても1つ上、中等症というぐらいの感じで救急隊のほうは対応しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。

今、いきいき安心訪問ということで火災の訪問、コロナ禍で郵送したということで決算の報告にもあっていましたけれども、独り暮らしの高齢者にそれを送るんだったら、そういう中にも高齢者の独り暮らしの熱中症になったときの対応の仕方、大体何か外で日を浴びている熱中症のイメージがあるんですけど、室内でこういう症状になったらこういう対応をしたらどうですかみたいなのも、ぜひ一緒に同封していけば、少しでもやっぱり高齢者が多い町であるから、一人でもやっぱりそういうことにかからないように予防すれば、救急車の出動も減っていくのかなと思いますので、これは要望させていただきます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） ほかにありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） それでは、危機管理室にハザードマップ、これ去年の決算でも言ったんですけど、本市のハザードマップなんですけど、浸水の被害想定というのはあるんですけど、地震に対しての想定がないんですね。これ大規模な盛土マップとかというのはありますけれども、私が言いたいのが、地下水脈とか、もともとここが池だったとか沼だったと、そういうところを埋め立てると、一旦地震が起きると液状化して、べた基礎で家を造っても、それ自体がもう全体的に傾いてしまうとかということがあるので、地盤の改良とかも含めてそういうことが分ければそういうことができるので、そういう地震に対してのハザードマップ、できればそこがもともと何だったのか、盛土なのか、例えば砂津長浜線のあのトンネルを造ったときに、あれもともと港なんですよね。物すごく地盤が悪くて、大分改良するのに工費もかかったと、

そういうことが分かれば、自分の家を建てるのにその地盤のこと、かつて去年の決算特別委員会で回答いただいたときには、明治時代とかのそういう古地図の中に、もともとどういう地盤だったのかとか、池だったとか川だったとか、そういうことも分かってくるので、注意を呼びかけるとか、そういうこともやりたいと、周知していきたいというふうな回答がありましたので、その後どういうふうにされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、消防局なんですけど、救急車のデジタル化ですね、救急車、救急搬送困難事例があって、直接病院に電話をかけて搬送したりする中で長時間待たされるという、そういう事態が起きて、やっぱりデジタル化が、今求められているということで、今回実証実験ですね、今年の4月ですよ。来年の3月まで実証実験をやられるということなんですけど、これ5か月がたっているんですけど、困難事例とか、そんなことも含めて状況を教えていただきたいと思います。

それと、加えて、こういう救急医療情報システムなんですけど、スマート119というやつもあるんですが、NSERモバイルというんですかね、今回導入したの。なぜそれを選んだのか、理由が分かれば教えてください。

それから、救急立入調査、大阪の火災を受けて救急立入りの調査が行われて、その対象物が191あったと、その中で設備の不備の改善がどのくらい行われているのか。違反のあったところに関しては文書提出を求めていると言われましたけれども、文書提出がされていないところの理由をお聞かせください。お願いします。

そして最後に、先ほど富士川委員も言われた、いきいき安心訪問なんですけれども、これは私は7月のポンプ操法大会で消防団に伺ったところ、女性の消防団の方から、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて休止していた、このいきいき安心訪問が再開されて、ですけれども、防犯意識の高まりから団員の訪問を警戒する高齢者も少なくなく、不信に思われて活動が思うようにできないと、せつかくのこの取組が効果を上げられないということなんで、防火指導の環境整備という観点から対策をどのように考えられているのか、見解を伺いたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 各種ハザード情報の周知についてお答えいたします。

前回、委員から御指摘があったとおり、様々な災害危険がございます。市の中でもため池ハザードマップであったり大規模盛土のマップであったりと、担当部局で様々な情報を公開しております。また、国や県等様々な機関が有益な情報を提供しているところでございます。

前回の御指摘を受けまして、危機管理室としましては、市民からの問合せに対応できるように、市民向けのホームページでございます防災情報北九州、こちらにため池ハザードマップであったりとか、大規模盛土であったりとか、あとは国土地理院の地質の地図であったりと、そ

ういった参考になるような情報のリンク集を作成いたしました。市民から問合せがあった場合にはこちらから御確認くださいということで、情報を提供している状況でございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 救急業務のDXの質問についてお答えさせていただきます。

本市では救急搬送時の病院選定ができるまでの時間短縮や、病院側の受入れ準備の迅速化、それから、労務負担の軽減につながる病院選定や報告書作成を支援するシステムの有用性につきまして、現在実証実験を行っているところでございます。今年度から実証実験を行っておりますけれども、救急隊員や実証実験に参加いただいております医療機関にアンケートを実施しております。その中で救急隊員からは負傷箇所の写真とかの送信をできることで、病院側へ説明の時間が短縮になるや、複数の病院へ搬入依頼を行う際に、口頭で何度も同じ内容を伝えずに済んだなど、おおむね満足な回答が得られております。

それから、医療機関のほうでございますけれども、患者を受け入れられるか判断時間の短縮になるや、患者情報がより明確に分かるため治療開始時間の短縮につながるなど、有用であるとの回答を得ております。

その一方で、救急隊員からは、操作がちょっとしづらいであるとか、入力に時間がかかるといような意見も上がっておりまして、医療機関のほうからは救急隊員からの情報が入ったときに、何かアラームで知らせてもらえればという意見も上がってきております。

現在の進捗としましては、これらの意見を踏まえまして、操作の向上のためのアプリの改修であったりとか、医療機関への患者を引き継ぐ際の北九州版の引継ぎ書、要は相手に渡す紙であったり、その様式がございまして、現在そのシステムなどのカスタマイズを行っているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 指導課長。

○指導課長 大阪市の火災による緊急点検についてお答えいたします。

大阪市の雑居ビルと同様に、避難するための階段が1か所しかない雑居ビル260棟に対して緊急点検を実施しております。緊急点検の結果ですけれど、260棟のうち当初191棟で消防法の違反がありました。現在は違反があった191棟のうち114棟で違反が是正されておまして、残り77棟、まだ違反の是正が終わっておりません。

それで、違反があった場合、改修計画書の提出を求めています。この改修計画書を提出しない理由なんですけれど、この改修計画書はいつまでに違反を是正するのか、その意思表示を行う文書であります。まだ是正のめどが立っていない、もっと言いますと、是正の意思が見られない、そういったことで改修計画書が提出されておられません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 すみません。1点忘れておりました。申し訳ございません。スマート119をなぜ入れなかったかということでございますけども、現在行っておりますのが、先ほどありましたNSERモバイルというシステムでございまして、どちらもほとんど同じような感じのシステムでございます。ただ、この実証実験を行う上で、先ほど申し上げましたとおり、カスタマイズを北九州版に実証実験の中でやっていただけるのがNSERモバイルだったということで、より実証実験をする中で、北九州のものとしてしっかり使えるかという確認ができるということで、こちらのほうを選ばせていただいております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 消防団課長。

○消防団課長 いきいき安心訪問に係る環境整備についてお答えさせていただきます。

まず、いきいき安心訪問につきましては、令和2年2月から新型コロナウイルスの影響によりまして3年間事業を見合わせておりました。本年の5月から新型コロナウイルスの感染症の位置づけが変更されたことに伴いまして、7月から事業を実施しているところでございます。事業を実施するに当たりまして、先ほど委員から言われたとおり、訪問する女性消防団員の方から、やはり昨今の防犯意識の向上、あとは特殊詐欺等を踏まえ、なかなか訪問が難しくなるんじゃないか、それらについて何か手だてがないかという御相談を受けておりました。それに伴いまして、まず、事業が始まる前に、市の民生委員児童委員協議会で、市全体の正副会長会議におきまして、まずは民生委員の方にこのようにいきいき安心訪問が3年ぶりに再開します。そして、こういった事業で消防団員が回りますという周知をさせていただいております。その後、市全体から各区の会議のほうに情報を提供させていただいております。

また、そのほかとしまして、報道機関、消防広報ラジオにおきまして、6月にいきいき安心訪問を再開するという広報をさせていただいております。また、8月には市政だよりもこの事業を開始するという形で周知させていただいております。そのほかとしまして、福岡県の県警本部のほうに本市が行っておりますいきいき安心訪問について、事業を再開するという情報を提供させていただきまして、各区の所轄の消防署のほうにその情報をさらに流させていただいております。それに伴いまして、一部の区におきましては、実は女性消防団員と警察の方が一緒に訪問するという、こういった取組をやっているところでございます。

また、今後につきましても、やはり高齢者の方の不信感や警戒心を抱かせないような取組をさらに続けて、事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。

いきいき安心訪問について伺います。今、いろいろと環境整備が行われているということで、ありがとうございます。引き続いてよろしく願いいたします。

この高齢者の許しが得られれば、家に上がって、より細かく点検をすることができると、寝

具の近くに灰皿とか、コンセントにほこりがたまっていないかとか、家具の転倒防止とか、こういう防災、防火の指導ができるということももちろんなんですけど、私は特筆すべきは、お年寄りたちが抱える介護などの生活に関する不安にできるだけ対応しようという、これ当初からそういう方針でやられたということで、介護資格とかを取られていると聞いたんですけど、教えてください。

○主査（松岡裕一郎君） 消防団課長。

○消防団課長 いきいき安心訪問に伺う女性消防団員の資格についてですが、まず、このいきいき安心訪問が平成8年から実施されておまして、その実施に伴いまして、平成6年度と、平成7年度に、まず、ホームヘルパー3級の資格の研修を実施し、75名の方が資格を取得されています。また、平成16年から身体介護ができる介護職員初任者研修という研修も受講していただいて、女性消防団員にこれらの資格を取っていただいている状況でございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） これ非常に大切な活動だと私は思っています。高齢者の例えばごみ出し支援、ふれあい収集、これ拡充しようという中で、保健福祉局の課長が言っていたのが印象的でした。ふれあい収集の申請者の中で、介護サービスとか支援者に直接つながっていないという人がいますと。そんな人を環境局が見つけたときに、地域包括支援センターなどに情報をバックしてくださいと言っていますと。それはごみ出し単発で困るといようなことがあまり考えにくいんだと。日常生活の中で何らかの困っていると思われること、そういう方にはその後の見守りとか支援につなげることもできるので、保健福祉、そしてまた、環境の両方で動くことが大切だという話をされていました。

この活動がまさにこのいきいき安心訪問であり、また、市営住宅のふれあい巡回員、こういう活動であると思っています。消防局には消防団員の女性消防団の皆さんが団員の皆さん、活動に対して、高齢者の皆さんが団員の皆さんを温かく迎えていただける環境づくり、引き続き頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。見解がありますか。あればお聞かせください。

○主査（松岡裕一郎君） 消防団課長。

○消防団課長 いきいき安心訪問の活用につきましては、これまでも委員の指摘がありましたように、行った後に、訪問後にフォローの必要性がある場合につきましては、まずは常備の消防職員がさらにフォローアップの訪問とか、また、今後、区役所等関係部局につなぐ必要があるのであれば、地域包括支援センター等にもつないで、させていただいているところであります。今後も御指摘があったように、これらの活動について、訪問結果の活用については十分消防団と協議しながら、さらに進めていきたいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） すばらしい取組だと思imasるので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、救急車のデジタル化なんですけど、カスタマイズができないので、スマート 119 じゃなかったんだということですね。これ本当に鎌倉でしたかね、2021 年にもう開始して、救急隊と病院間の平均通話時間が 22% 短縮したという、こういう報告もありますので、一生懸命進めていただきたいと思います。

すみません。次に、緊急の立入調査の話ですけれども、是正の意思が見られないと、そういうのがありましたけれども、これ主な是正できない理由、内容についてちょっと教えていただけますか。

○主査（松岡裕一郎君） 指導課長。

○指導課長 是正しない理由の一番大きなのが、やはり予算ですね。かなり消防用設備の改修等にお金がかかるということで、それでなかなか是正されないと、そういった現状がございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） お金がかかるということなんですけど、内容としてはどういうことの改善がないんですかね。

○主査（松岡裕一郎君） 指導課長。

○指導課長 一例を挙げますと、例えば自動火災報知設備の受信機、これが壊れているとか、電気の配線が遮断されているとか、あと建物によりましたら屋内消火栓とか、そういったものが設置されていますが、これは自家発電設備とか、そういうのを設置しないとなりません。この自家発電設備も取替えにはかなり金額がかかりますので、そういった理由で是正が進んでいない状況にあります。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 出口委員。

○委員（出口成信君） そういう機器の変更とか寸断されている電源とか、そういうものの改善に対して、丁寧に寄り添って指導していくとか、アドバイスもしながらどうしたらいいとか、そういうことも含めて丁寧に支援をしながら、期限はきちんと守っていただいて、厳しく取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ハザードマップですね。各種リンク集につないでいるんだということなんですけど、私は例えば住所を入力したら、その地盤がどうなっているんだと、どういうところなんだというのが分かるという、そういうシステムはあってもいいのかなと思います。

それと、加えて、この地盤は地震が起きたときにはどういう状態になるんだということも含めて、その地盤改良ですね、そういうことも含めて、その方法なども示していくと、そういうことができたらと思います。

やはり本当に沢を埋め立てるとか、私のところも盛土、そういうところなんです。そうい

うところが地震になったら、地震はいつでも起きますので、そういうことになったときに、自分の家がそういうことが分かっていたら、あんなこともできたと、ちょっとした改良で傾かなかったと、ビー玉が転がるほどの傾きだけで、もうそこには住めないと聞いていますので、そういうところを改善できるように、住所を引けば自分の住んでいるところの地盤が分かる、どうやって改良していけばいいのかと、そういうことが分かるような対策を今後考えていただきたいと思います。要望して私の質問は終わります。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは消防局に1点、且過市場の火災後にOBを中心にして14人新たに採用されております。防火指導に当たっていると思いますけれども、その効果と課題、それから、且過市場以外の市場の反応などについて伺いたいと思います。

それと、もう一つは、財産の取得議案で高規格の救急車以外の4台を前倒しして入札を実施していますけれども、これもし間に合わなかった場合、現場での影響がどれだけ出るのかということについて聞いておきたいと思います。

それから、危機管理室ですけれども、且過市場の火災を経験して、その防災対策に危機管理室としてどう関わってきたのか伺います。

それともう一点は、白島石油備蓄基地の周辺住民の安全対策について、私は6月に市長質疑でも取り上げましたけれども、市長、危機管理監の答弁は、県の石油コンビナート等防災計画の説明と、その計画に基づいて適切に対応されるものという答弁でした。私が求めているのは、これまで爆発などの災害が起きても、泊地内で完結するものとされてきたけれども、外的要因で泊地の外に災害が及んだ場合、最悪どこまで被害が及ぶのかという想定がされていない、最悪周辺住民に被害が及ぶことにならないのかという質問でありました。

被害想定をしなければ対策は取れないわけでありまして、危機管理としてそれでいいのか、きちんとお答えください。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 予防課長。

○予防課長 防火指導員の効果につきましてお答えいたします。

昨年の且過市場等の火災を受けて、昨年消防OB14人を防火指導員として採用して、市内の木造飲食店を一軒一軒回るきめ細かな防火指導を行ったところでございます。やはり店舗の関係者が火の取扱いが自分は大丈夫だと思っけていても、消防の目線からすると安全を見落とされている箇所がございます。防火指導員は、ちゅう房周りの危険性や店舗の関係者の日頃の火の取扱いについて指摘事項を分かりやすく丁寧に指導してきたところでございます。

防火指導の実績といたしましては、市内の木造飲食店約650店舗を2回訪問することを目標として、1回目97%、2回目94%の防火指導を行っております。例年、木造飲食店からは5～6件の火災が起きておりますけれども、防火指導員が防火指導を行った実施期間、11月から3月

までの間、木造飲食店からの火災は一件も発生していない状況でございます。

また、他の市場商店街の反応なんですけども、やはり且過の火災を受けて、火災を自分事と感じている方が多くて、今年木造商店街密集地域において、地域が主体的に取り組む防火づくりをやっておりますけども、その中でも訓練の申込みとか、かなり来ていますので、消防が調整役となって訓練とかイベントとか行うようにしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 且過市場火災後の危機管理室の防災対策への関わりについてお答えいたします。

且過市場火災の後、危機管理室としましては、且過市場火災で避難者が多数出たということを受けまして、消防局、保健福祉局、区役所、それと、危機管理室、4者で避難状況についての話し合い、協議を行ったところでございます。その中で今後大規模な火災で避難者が多数出て、避難情報を発令するような必要がある場合には、危機管理室から避難情報を発令しようというように確認を行っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 危機管理課長。

○危機管理課長 白島備蓄基地の関係でお答えさせていただきます。

白島国家石油備蓄基地につきましては、消防法や国土交通省令の港湾の施設の技術基準など様々な法律、基準に基づきまして、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、いわゆるJOGMECや白島石油備蓄株式会社によって基地の管理がなされて、十分な安全対策が講じられているところでございます。白島地区など福岡県内の石油コンビナート地区で、テロや武力攻撃等による災害が発生した場合には、福岡県の石油コンビナート等防災計画に基づきまして、福岡県知事を本部長とした防災本部が災害対応を行うこととなっております。あわせて、北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱におきまして、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置いたしまして、情報収集や関係機関との連絡調整等を行うこととしております。

石油コンビナートの災害想定につきましては、福岡県石油コンビナート防災報告書等によることとされていますが、この報告書において発生する災害の種類につきましては、テロや武力攻撃といった記載はなく、火災による場合または爆発による場合、漏えい、流出による場合と同様の対策を講じることとなっているところでございます。

各石油コンビナートにおきまして具体的な被害想定につきましては、特定事業所が事業所の実態に即して行いますが、テロや武力攻撃については様々なケースが考えられると考えております。いずれにいたしましても、白島地区など市内の石油コンビナート地区において災害が発生した場合には、福岡県の石油コンビナート等防災計画等に基づきまして、市民の安全確保に向けて迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 1点、4台の救急車を前倒しして間に合わない影響について答弁がな

かったと思います。消防局総務課長。

○総務課長 財産の取得に関しての御質問がありましたので、お答えいたします。

基本的に総務部長が説明しました半導体不足による遅延は、大型車両において今発生している問題であります。基本的に救急車では遅延することはないと考えております。自動車会社からの情報でも、普通自動車のシャシーであったりとか部品供給であったり、その辺も漏れなくというか、間に合うように造れるような計画で今は進んでおりますので、御安心ください。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 救急課長。

○救急課長 すみません。先ほどの救急車の、もし入札が遅れたときというところの御質問でございますけども、救急車がもしもそういう場合になったときでも、すぐに使えない状況にあるわけではございません。例えば車検をそれから受け直したりとか、整備をやったりということで、もしそういうふうに遅れた場合は、更新の救急車を延ばして使うことも可能でございますので、そういったことでしっかり市民の負託に伝えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 前倒しで入札したわけですよね。それは遅れる可能性があるからといって前倒ししたんですよね。高規格救急車以外の4台が前倒しの入札をしたと聞いています。その4台は大型車両だから大丈夫だという認識なんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 総務課長。

○総務課長 今回の財産の取得については、これは令和6年度に購入予定の財産の取得議案を提出させてもらっています。ですので、今年度造るものではなく、まだ来年ということで、複数年かけて車を造ろうと考えております。ですので、大型車両については予算の繰越しだったり、債務負担の設定だったりということを見せていただいて、余裕を持って車を購入できる、大型車両についても購入できるように今段取りしているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 分かりました。半導体の遅れとか、そういうことには関係なくということですよね。

○主査（松岡裕一郎君） 総務課長。

○総務課長 その影響があった関係でということでございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 火災のほうに移りますけれども、具体的な防火指導の中身については、先ほどお答えいただきましたけれども、例えば名古屋市の大須商店街で行っている18項目の点

検項目で、5段階評価でトリアージする取組が行われているんですね。本市の特徴的な取組があるとすれば何かありますか。

○主査（松岡裕一郎君） 予防課長。

○予防課長 名古屋につきましては大須商店街を抱えておりまして、そういう取組をしているところは承知しております。名古屋につきましては、消防職員がプロの目から見てトリアージ、危ないところを確認してトリアージをしていると伺っております。

北九州においては消防OBを新たに採用して、親しみやすく取り組んでいるところであります。また、視覚のためにパウチを作ってちゅう房に貼ってもらうとか、タブレットを利用して分かりやすい形で火災がどういうふうな感じで起こるのかと、そういう形を分かりやすく丁寧に説明しているところでございます。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 先ほども緊急立入りのところで、是正の意思がない、お金がなくて是正できないというお話がありましたけれども、やはり是正をしてほしいという思いが空回りするようなどころってあると思うんですよね。それが緊急立入りのように消防法の中での商店街に対する適法というものがあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○主査（松岡裕一郎君） 指導課長。

○指導課長 市場商店街におきましては、毎年11月、12月頃に市内の市場全て立入検査を行っております。そこで一店舗一店舗、違反があるのか確認をしているところであります。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。少しそのトリアージの件も検討できれば、してほしいなと思うのは、やはりなかなかその指導が行き渡りにくい、そして、言うこと聞いてもらえん人もおるんやないかなということもあるんやないかなと思います。指導を行う優先順位が、トリアージすることで浮かび上がってくると思います。それによって対象が絞れるということによって効率的に指導ができるということでの検討をしてみてもどうかと思います。

それから、もう一つの対策として、有識者による会議が設置されました。より効果的な防火対策が検討されたということになっておりますけれども、その内容についてお答えください。

○主査（松岡裕一郎君） 予防課長。

○予防課長 昨年、火災を受けて、火災予防対策の在り方検討会を3回実施しました。その中で、有識者からの主な意見といたしましては、消防OBの防火指導員によるきめ細かな防火指導は非常によい取組である、継続すべきであること、小規模な飲食店等には法令上の防火管理講習の受講義務はないが、何らかの講習を受けることが有効であること、木造飲食店に対する査察周期の見直しや法令違反に対する厳しい行政指導が必要であること、商店街では消防が調

整役となり、地域の火災予防の取組の支援を希望していることなどの御意見をいただいております。

市としても検討を進めて、4月にさらなる火災予防の強化策を取りまとめて公表したところでございます。内容といたしましては、火災が大規模化しやすい木造の店舗が密集する地域に対しまして、防火指導員によるきめ細かな防火指導の継続、強化など防火指導の強化、査察の周期の短縮や法令違反の是正指導など査察の強化、地域ぐるみの訓練の実施など、地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくりの3つを柱として取り組んでいるところでございます。

具体的には、防火指導の強化といたしまして、木造商店街密集地域20地域にある店舗、1,000店舗に対して2回の防火指導を行うこととしております。これは、今年度も消防OBを防火指導員として8人採用して現在実施しているところでございます。

また、査察の強化といたしましては、これまで3年から5年の周期であった査察の周期を1年に、木造飲食店については1年に短縮しております。

また、地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくりにつきましては、地域の方々にこの地域は大規模化しやすい地域特性であるということを通認識してもらって、火災が起きないように、自らの地域は自らで守るという防火意識を全体で持ってもらうことを目的に、商店街とその隣接する住民を巻き込んだ地域ぐるみの訓練を実施することとしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 枝光での火災がありましたね。あれは2階部分の漏電が火元じゃないかということが報道されましたけれども、あの対策についてはどうされるのでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 予防課長。

○予防課長 漏電対策につきましては、防火指導員がきめ細かな防火指導の中の一つとして、漏電の危険性について、点検の必要性について併せて指導しておるところでございます。また、木造の市場につきましては、九州電力、西部ガスと協定を結んでおりますので、消防と合同でガス点検や電気の点検、訓練指導を行うようにしております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。危機管理室のこの旦過市場の火災への関わり方ですけれども、避難者の対応協議をしたということでもあります。防災対策については関わっていないんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 旦過市場の火災対策につきましては、消防局のほうで担当していただいております。ハード整備につきましては、建設局のほうで担当していただいております。危機管理室としては直接的な関わりというのは現在のところございません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 山内委員。

○委員（山内涼成君）私も前々から言っていますけれども、現場の対応と違うことを、避難者を出す前に何ができるかということが危機管理じゃないんですかということはずっと言っているんです。そしたら、例えば有識者による会議が開かれているわけだから、そこに参加をして意見を申すとか、そういうことが防災対策として何かできていないんですかという質問です。

○主査（松岡裕一郎君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 委員御指摘のとおり、危機管理室としましては、あらゆる災害に対応するというか、取りまとめる部署でございますので、今後そういったアンテナを高くして、各部署と連携しながら防災対策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）多分コロナのときも同じ答弁をしたんですよ。だから、危機管理って何ですかということはずっと私は言っているんです。危機管理室の仕事は非常に重たいと思います。何か事が起きる前に何ができるかということをしっかり考えていただきたいと要望しておきます。

それと、白島ですけれども、何回聞いても答弁変わらないのですよね。私はしつこいですから何回でも聞きます。それは、住民の安全に関わることでありますから、これは。私が質問をしているのは、消防に聞いたら泊地内で災害は収まりますという見解ですよ。でも、ミサイルが飛んできて泊地内の壁が壊れたら、560万キロリットルの油が流出します。それに火がついたら、若松の周辺住民はどうなるんですかということを単純に答えてください。

○主査（松岡裕一郎君）危機管理課長。

○危機管理課長 白島につきましては、先ほども申し上げました福岡県の石油コンビナート等防災計画に基づいて対策を行っているところでございます。その中で、この計画の中で特別防災区域というのが設定されております。この特別防災区域と申しますのは、消防法等により一定量の石油、高圧ガスの貯蔵取扱量がある事業所がある地域で、当該事業所について災害発生や拡大防止のため特別な措置が必要と認められる地域について、特別防災区域ということで設定されております。

北九州市につきましては、石油コンビナート、白島地区と北九州地区、2地区ございます。白島地区の先ほど申し上げた特別防災区域につきましては、白島備蓄基地のある白島のみ設定をされておまして、若松区の本土の住居等は含まれていないという状況でございます。

この石油コンビナートの特別防災区域におきましては、福岡県の石油コンビナート等防災計画に基づきまして、総合防災訓練を福岡県、北九州市、それから、防災関係機関などと連携いたしまして、年1回実施しているところでございます。北九州地区におきましては、令和4年8月26日に実施をしたというところでございます。

住民への安全対策でございますけれども、昨年行いました総合防災訓練では、災害が地域住民

に及ぶ場合の対応において、地域住民への広報活動など役割分担を関係者間で確認したというところがございます。災害が発生した場合には、地域住民への情報提供を迅速に行いますとともに、災害規模によって住居地帯に被害が及びそうな場合には、福岡県石油コンビナート等防災計画に基づきまして、消防局や警察、海上保安部などと連携をいたしまして速やかに避難誘導を行うなど、地域住民の安全確保ができるように適切に対応していきたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そこまで長々しゃべらないけんことですかね。私は、最悪を想定してくれと言っただけです。そこに科学的な根拠を示して最悪の場合を想定してくれと。特別防災区域なんて知っていますよ、それは。だけど、それに周辺住民は含まれていないですよ。だから、周辺住民はこの想定から取り残されているでしょって。だから、この人たちの安全対策はどうするんですか、それが危機管理じゃないですかということを単純に聞いているだけです。じゃあ、それを計算する気はないんですか。

○主査（松岡裕一郎君）危機管理課長。

○危機管理課長 北九州市の石油コンビナートの防災計画につきましては、福岡県の石油コンビナート等防災計画、これは福岡県の国民保護ですとか北九州市の国民保護計画も、石油コンビナートにつきましては福岡県の石油コンビナート等防災計画に基づいて行うということで考えておりますので、福岡県のこの計画に基づいて実施したいと考えております。福岡県のほうがそういった調査等をするかどうかということについては、必要に応じて情報収集はしたいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そしたら、県に聞いてみて最大の想定、最大最悪の場合の想定を出してくれということをお願いしてください。県が県がと言うんやったら。私は、北九州市民の命のことを言っているんです。この水域許可者は市長ですよ。県のコンビナートとかというけど、水域許可者は市長ですよ。だから、市民のために何ができるか、まず危機管理室が頑張ってくれということをお願いだけで、もう答えは単純明快に、やりますと言ってくればいいんですよ。どうなんですか。想定できないんですかね。

○主査（松岡裕一郎君）危機管理課長。

○危機管理課長 繰り返しになりますけども、関係機関と連携して実施したいと考えております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それは想定できますか。最悪の事態、想定できますか。

○主査（松岡裕一郎君）危機管理課長。

○危機管理課長 申し訳ございません。この場では即答は控えさせていただきます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そしたら、今後も何回も言わせてもらいます。以上で終わります。

○主査（松岡裕一郎君）質疑はございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）避難所の開設についてお伺いします。昨年度も豪雨や台風で避難所が開設されたと思いますけれども、昨年度の実績、何回ということと、何日で、1か所で一番多い避難者というのは何人ぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

それと、避難所の開設、地域との連携もされていると思いますけれども、そこそこの地域とかまちづくり協議会、自治会のやっぱり避難所開設、一緒に運営をしたいとか、うちはまだとか、いろいろそれぞれ差があると思うんですけども、昨年度地域との連携による避難所の開設の実績を教えていただきたいと思います。

まず最初に避難するのは予定避難所だと思うんですけども、予定避難所で要配慮者の対応というのはどのようにしているのでしょうか。

それと、予定避難所には市民センターも多くありますけれども、市民センターには備蓄品として簡易ベッドなどは備蓄されているのでしょうか。

それと、ペット同行避難について、去年はちょっと分かりませんが、そこそこのセンターによって館の中に入れない場合、車中でペットと一緒にいらっしやったり、あるセンターは入り口のところ、ロビーのところにわんちゃんがいたりとか、つながっていたりとか、それぞれまだまだ受入れの状況がまちまちではないかと思っていたんですが、昨年度そういう実績、ペット同行避難の方がもしいたらどういうふうにされたのかということをお教えいただきたいと思います。

最後、消防局と関係しますけれども、市民防災会というのが平成7年ですか、立ち上がって、全自治会に結成されているそうですけれど、その市民防災会は避難所運営においてはどのような役割を果たしているのかということをお教えいただきたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 昨年の避難者数についてお答えします。

昨年、令和4年度でございますけれども、4回の災害で避難情報を発令し、避難所を開設しております。最も多いところでは、9月18日の台風14号での避難者数で、最も多いときで1,627人の方が避難されたという状況でございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域と連携した避難所運営のことについてお答えさせていただきます。

昨年度につきましては、地域と連携した事業に申し込んでいただいた校区は29校区となっております。以上となります。

続いて、要配慮者の避難所での対応についてですけれども、私ども、実際に避難所を運営する職員や、先ほども言いました地域の方に対しては、あらかじめマニュアルに基づいて研修を行っておりますので、それに基づいて要配慮者の方の対応はしております。

続きまして、簡易ベッドの話ですけれども、現在、市内に 86 台ベッドを御用意しております。区役所のほうに配置しておりますものもございますし、要望があれば市民センターのほうにも配置しているところです。

それから最後、ペットについてでございます。ペットについては、去年の事例ということで、昨年、避難所を開けた例で、実際に同伴避難で開設したのは 1 件だけでした。それから同行避難、市民センターでペットと一緒に避難をされた方は、こちらで把握している数字として、6 件でございました。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 予防課長。

○予防課長 市民防災会の役割につきましてお答えいたします。

市民防災会につきましては、災害時の活動といたしまして、自力で避難できない高齢者などを避難所までの誘導とか、長期避難が必要になった場合、避難所の運営を区役所と一緒に協力しながらやっていくということが想定されております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。昨年度は 4 回ということで、9 月 18 日の台風ですか、最大 1,627 名が避難したということですが、予定避難所もしくはほかの体育館なり避難所で一番その日に最大の人数というのは大体どれぐらい 1 か所にいらっしゃるんですかね。受け入れたのか教えていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 申し訳ございません。1 か所ごとの数字というのは現在把握しておりません。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） いつも委員にはタブレットで、そのときそのときは頂くんですけども、まとめたものを昨年度はちょっと委員会も違って、頂いていないんですが、そういう昨年度の分ですか、まとめたものがあつたら後で頂ければと思います。

地域との連携ということで増やそうとしている、手を挙げたところに対して支援をしていくということなんでしょうか。それとも市が積極的にそういうことを呼びかけて、もっと増やそうという、そういう取組をされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 この事業につきましては、協力いただける校区は増やそうというふうに努力をしております。この避難所運営については警戒レベル 3、土砂災害のエリアに今は限定

させていただいております、手が挙がっていない校区は地域の防災担当係長、職員からまちづくり協議会の会長等にお話はしているところがございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） もしよろしかったら、どこの地域がそうしているのかという、何かリストを後で頂ければと思います。

それと、要配慮者の対応とか避難所運営マニュアル、私も見させてもらいましたけど、緊急というよりも長期になった大規模なもののマニュアルではないかなと思っています。緊急のときに予定避難所としてすぐに避難してくる、そういうマニュアルは別にあるんですかね。大規模災害時の避難所運営マニュアルを拝見したんですけれども、受け入れる市民センターの職員とか館長さんとかに、そういうところに要配慮者の対応とかの研修というのは、このマニュアルなのか、それとももっと簡易的なものをつくっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 最初に長期的なものをつくったんですけれども、市の職員、それが地域の方々のニーズもございましたので、短期のマニュアルも作成しております、その中に記載させていただいております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 短期のマニュアルをちょっと見たいので、ホームページにもし入っているんだったら教えていただきたいし、なければ頂きたいと思います。

それで、避難所がまず学校ではなくて市民センターということが多いかなと思うので、市民センターということで聞いているんですけど、市民センターの備蓄について、簡易ベッドというのは要望があればということで、どこにでも2台ずつあるというわけではないんですね。その確認をちょっとしたいんですけど、お願いします。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 現時点では全市民センターに置いているわけではなくて、市民センターに置いているところはあるんですけど、もし市民センターで備蓄としてなくて、必要であれば、区役所には配置していますので、そちらから持っていくようなことになると思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 分かりました。じゃあ、実際に昨年度区役所から避難所になった市民センターに、ベッドがないから下さいという、そういう要望とか入って、持っていったという実績はあるんでしょうか。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 こちらのほうでそこは正確には把握をしておりませんで、もしかしたら区のほうから要望があつて持っていったことはあるかもしれませんが、すみません。数字のほうは分かっておりません。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 分かりました。そっちはもう結構です。

ペット同行避難ですけれども、飼い主が自分でケージを持ち込んで、なるべくそのケージに入れて、そういうのに日頃から慣れさせて連れていくということになると思うんですけど、昨年度、同行避難とかを可というふうにホームページでもなっているんですけど、実際来た方は市内全体で6件、同伴は1件というのは、同伴というのもなかなか難しいんで、そこの方の受け入れ側の配慮がかなりあったのかなと。本当はもっと同伴も増えていいんじゃないかなという、避難所マニュアルを見たら渡り廊下とか、そういうところに置けますと書いているんですけど、実際やっぱりどうなのかなというところで、例えばちゅうちょしている方が、本当に危ないところに住んでいて、犬を飼っている方が、避難しないということも出てくると思うんですよ。

だから、もっと予定避難所のほうで、そういったこともできますよということ積極的にPRしないと、例えば避難指示のときに全員が、指示が出た地域は避難するようになつていても、実際そういうふうに昨年度もなっていないし、今年度もなっていないので、そこのもっと工夫とか周知とかというのが必要なんじゃないかなと思うんですけど、どう思われますか。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 ペットと同行避難についてですけれども、基本的にはこの事業、保健福祉局と共同でやっている事業でございます。基本は同行避難、まずは身近な避難所、市民センター等に一緒に避難していただいて、実際に生活する場所は別、先ほども委員から御発言がありましたけれども、風除室であつたりだとか屋外になつてしまつたりすることがあります。

今現在は、戸畑の夜宮公園のほうで試行的に同伴避難の取組を行っているところでございますので、基本的には私どもとしましては、同行避難の周知を徹底してまいりたいと思っております。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 戸畑の夜宮青少年センターも行ったんですけど、なかなか実際やってみてどうだったかなとか、ペットが集中してしまうので、ちょっと課題があるということで、なかなか積極的な受け入れという感じではなくて、取りあえず試行で、私たちも要望しているんで、試行でやっていますという感じなんです。

本当に災害があつたときに、例えば小倉南区から戸畑のそこまで行けるかというのと、とてもそんな状況ではないので、やっぱり一番身近なところで、まずは同行避難ということを受け入れ

実績も増やすべきだと思いますし、それで複数、特に犬が複数いたときにどうするかという、そういう経験も蓄積するべきではないかなと思うので、その辺もうちょっとアピールを、全員避難となっているけど、実際今年度もそうじゃなかったの、地元でも3組ぐらいだったんですよね。高齢者等避難だったかな、だから安心して気軽に、じゃあ市民センターに行こうよと声を掛け合って、犬を連れてくる人も行けるようなイメージじゃないと、何かせつかくお金をかけて受入れ体制は整えていると言いながらも、どこの市民センターも、小倉南区の場合はたくさんは来ていなかったの、もうちょっと工夫の余地があるかなと思います。

そのところは検討会議というか、そういう会議等でマニュアルの見直しとか、受入れ体制の改善とか、そういうところはどこかのミーティングというか、どこかの場で話し合ったりとかはされていますか。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 実際に定期的に保健福祉局とはミーティングを行っておりまして、実際に開設する際もタイミングだとか時期だとかというのは調整しております。

それから、周知徹底の部分ですけれども、今年度もテレビで取り上げていただいたりだとか、それから、市民センター等には手引を置いたりだとか、御興味、御関心、それから、ペットを飼われている方に対しては周知徹底を図っているところでございます。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

あと、町内会に加入していない住民もいらっしゃるの、そういう方たちへの呼びかけとか、そういう方たちはもっと避難所に来るハードルが高いかなと思うので、そのところは消防局のほうで市民防災会というのを全自治会で結成しているの、自治会会員でない方に対する声かけというのは工夫してされているんでしょうかね。それを最後にすみません。確認させていただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域のほうからは、町内会に入っていない未加入の方の避難につきましては、私どもの政策につきましては、町内会の加入、未加入について仕切りは設けておりません。防災啓発の中で、市民センター等でやる出前講演であったり、職員が出かけていく場合もありますけれども、そういうときに避難、災害が発生するときには避難するように皆さんにお伝えし、啓発しているところでございます。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。分け隔てなく市のほうは情報発信をしていることなんですけど、その情報が届いていない、届きにくい方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、テレビなりいろんな媒体を使って、市民センターをやっぱり利用したことのな

い若い方というのは、どこにあるかも分からなかったりするもので、一からということになると思うんですけど、やはり災害はその地域で同じように被害をもたらすので、特に危険な地域というんですかね、避難所がいつも開設されて、風水害の被害に遭うリスクの高いような地域の住民に対しては、未加入の方も含めているところなどで発信とか、ポスターとか貼れたら、駅とか、何かそういうふうにしていただければなということをお願いしたいと思います。以上です。

○主査（松岡裕一郎君）ほかに質疑はございませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君）すみません。ちょっと私もこの第3分科会は何年か勉強させていただいて、危機管理室のほうなんですけど、みんなde Bousaiというものをやっていて、いつもこれがネックになっていたのが、北九州市にはかなりの校区があって、やはり浸透している校区もあれば、まだまだしていない校区もあるということで、これが一つの課題としてできている部分に近づけていけるように、1つでも2つでもということで毎年やっているところではないかなと思います。

今これ進捗具合はどうですかとか問うても、これはもう皆さん頑張っていますしか今ないでしょうから、もう私はこれは要望で言いますが、やはり先ほどいいこと言うたと思うのは、山内委員が言うたときに、危機管理というのは、何か起きる前のことをしっかり考えていく、これは本当に大切なことだと思います。先ほどの白島の話もそうやし、小倉南区というところもまたすしダムもありますけど、これはある意味で市だけではない、やっぱり県とも一緒になったり、国民保護法の中でやっていかなければいけないこともあるけど、じゃあ果たして今国民保護法って話をしましたけど、これは市民の皆さん、みんな知っていると思いますか。なかなかないですね。だから、こういったものを私たちは常日頃、地域も含めて防災、災害を毎日でも考えていく機会をつくっていかなければいけないのではないかなと思います。

今、いつ何どき何が起こるか分からない、本当にそういった地球温暖化や、いろんなものに左右されて大雨も急に降ったりするような、本当に何が起こるか分からないような状況の中、私たちはやはり災害、防災というものを常日頃考えていかなければいけないのではないかなと。これは私、この言葉というのはちょっとNHKの防災のテレビがあって、そのときに偉い教授の方が、私たちは毎日でも防災、災害を考えなければいけないという言葉聞いたときに、なるほどやなど。それを率先していくのが危機管理だと私は思っています。

これをあらゆるシーンで、まずは私たちの校区、そしてこの災害というものがこれがまた校区に、各地域に、自治会にすることによって、自治会離れになって、今60何%ぐらいになっている。入っていない人たちも、災害を考えればやっぱり自治会に入らなければいけないという一つの相乗効果にもなってくるのではないかなと思いますので、まずは危機管理という部分を皆さん一丸になって、そして、局をまたいでしっかりやっていただけたら、非常に私たちももっともっと応援したいと思います。

何もなければそれでいいんですよ、本当は、災害がなければ。だけど、それに対して危機管理室はいろんなことを一生懸命して、例えばさっきの若松の話もそうやけど、市民の皆さんにもし何かあったときはこういうふうにして、自分で逃げられる人は逃げていきましょうとか、助けないけん人は私たちがこういうふうに行行政が力を合わせて助けていきますよとか、そういうことを考えていかなければいけないのではないかなと思います。

そのためにも、どうか危機管理室のほうはこれからもどんどん動いて、先ほどいろんな委員からも質問がありましたけど、例えば森本委員からもあったように、啓発ポスターとかでも情報をどんどん出して、みんなにとにかく北九州市民の皆さんが災害、防災というものに敏感になるような、そういうものをどんどん啓発していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、消防のほうですね。消防も今回多額の予算を使って、これはもう必ず必要なことです。市民の安心・安全を守るためにポンプ車等いろんなものを購入してきました。これをしっかり使いこなして、一人でも多くの命を救っていただけるように、そしてまた、北九州の安心・安全のために頑張っていたきたいなと思いますので、まずは消防隊員の人材育成にしっかり努めていただき、またそして、消防団との両輪としてやっていきたい、そのためには消防団も今聞きますと、消防団員が不足しているというのが、これは小倉南区しか僕の耳には入っていませんが、ほかの6区のほうでもそういう声もちらっと聞こえてきます。消防団員の人材不足、あと定年制とかもこれから考えていかなければいけないこともたくさんあると思います。

あとまた、消防団の分団所、ここの老朽化、新しいところもあれば、もう本当ストーブ1個で、隙間風が吹いてくるような、そういったところで頑張っている人たちもたくさんいます。そういったことも考えながら、そして、消防もそうです。何も事故がなければ一番いいんですから、そのために予防をしていく、そういった活動をこれからはしていただき、私たちの安心・安全、北九州の安心・安全を守っていただくということを危機管理室、消防局のほうにお願いしたいと思い、長々と私は要望をさせていただきましたが、私の要望は終わらせていただきますので、頑張ってください。次にバトンを渡します。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） すみません。バトンを渡されましたので、質問をどうしようかなと思っておったんですけども、それでは1点だけ。

あらゆる災害に対応できる消防力の強化のところ、林野火災対策の強化についてお伺いさせていただきますと思います。

ハワイの山火事もまだ復興がままならず、大変な状況であると思ひまして、あの原因が送電線が倒れたことが山火事の原因であったということでお伺いしております。本市も山のほうを見てもみますと、送電線、鉄塔かなりありますし、令和4年度は環境配慮型の石けんの消火剤

を整備してくださったということなんですけれども、本市の林野火災への対策、これはどういった対策をされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 警防課長。

○警防課長 林野火災対策ですけど、環境に配慮して開発したミラクルフォーム、石けん系消火剤ですね。これを使用した消火活動を行うこととしております。具体的には、林野においてこの泡消火剤を使用した消火活動の実証実験を行いまして、有効であると認められたため、これを実際使っていくという方向で動いております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 泡消火剤、私も前議会で質問させていただいて、よく研究もさせていただいたんですけども、大規模な林野火災が本市で発生した場合にどういった対策をするのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○主査（松岡裕一郎君） 警防課長。

○警防課長 本市で大規模な火災が起こった場合ですが、まずは消防ヘリコプター、これを使いまして空中消火を行います。本市だけの消防ヘリコプターだけではちょっと消火能力が足りないといった場合には、近隣の消防ヘリコプターにも応援要請を行いまして、消火活動を行うということで対策を行っております。以上でございます。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 本市も山間部をかなり有しておりますし、気候変動してきていると思っております。ハワイのような熱帯ではないと思うんですけども、いざそういったことが起きてしまいますと、そこに住んでいる人たち、危険地域を想定しなくてはならないと思っておりますし、対岸の火事ではないのかなと今回のハワイの山火事を見ながら、私は個人的に感じたところであります。今回の令和4年度の決算の資料を見せていただいております、あらゆる災害に対応できる消防力の強化ということで、林野火災対策もありましたので、今日こういった質問もさせていただきましたけれども、平尾台で延焼されたということもあったと思えますし、山火事になるんですか、あれ林野火災になるんですかね。北九州市内で林野火災で危険地域と想定されるようなところを今まで想定したことなんかはあるんですか。

○主査（松岡裕一郎君） 警防課長。

○警防課長 委員がおっしゃるとおり、北九州市は山間部というか林野が多いということはあるんですが、想定自体は、平尾台は想定していますけど、ほかの地域では想定したことはございません。以上です。

○主査（松岡裕一郎君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ぜひ想定していただきたいと思います。先ほどお話しさせていただきましたように、鉄塔も電線もかなりありますし、いろんな意見が今出ております。想定

して損なことはないと思いますし、我々がこれからやっていくことは、想定外を想定するということが本当に大切なことになってくると思います。その準備をぜひしていただきたいと思っておりますし、言葉は重なりますけれども、気候変動ということがキーワードであると思っておりますし、どうか市民の皆さんの命を危機管理室と消防局で守っていただきますことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（松岡裕一郎君）ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がなければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

次回は9月25日月曜日午前10時から第6委員会室で市長質疑を行います。

ついては、市長質疑項目を本日の午後4時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

本日は以上で閉会いたします。

令和4年度決算特別委員会 第3分科会 主査 松岡裕一郎 ㊦